


所管部課	子育て支援部保育課	部長	吉沢 寿子			
件名	東大和市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について		区分	○	1 審議事項	
関係事項	条例規則					
	部課機関					
1. 要旨						
<p>(1) 国の特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準及び子ども・子育て支援法施行規則が改正となったことに伴い、当該条例の一部を改正するものである。</p> <p>(2) 改正内容</p> <p>ア 保育所等の子ども・子育て支援を行う事業者等の業務負担軽減等を図る観点から、当該事業者等における書面等の作成、保存等について、電磁的方法による対応も可能である旨を規定</p> <p>イ 保育所等を利用する保護者の利便性向上や保育所等の業務負担軽減等の観点から、保護者等への説明等のうち、書面等で行うもの及び書面等で行うことが想定されているものについて、電磁的方法による対応も可能である旨を規定</p> <p>ウ その他所要の規定の整備</p> <p>(3) 施行日 公布の日</p> <p>(4) 影響及び効果 利用者への説明、同意等及び記録の保存等に係る規定について、国の基準と整合性を保つことができる。</p>						
2. 経過（現時点に至るまでの経過） 文書課において審査済み						
3. 留意事項（問題点等）						
4. 主管部処理案（検討結果等） 令和3年第4回市議会定例会に議案として提出したい。						
5. 審議結果						

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。